

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）



福島県報

目次

告示

- 土地改良区の定款の変更を認可した件 三八七
○県営土地改良事業計画を定めた件 三八七
○県営土地改良事業計画を変更した件 三八七
○保安林の指定施業要件を変更する予定である旨通知があった件 三八六
○道路の供用を開始する件 三八六

公告

- 土地改良区の役員が就任した旨届出があった件 三八六
○都市計画の決定に係る関係図書の写しの送付を受けた件 三八六
○都市計画の変更に係る関係図書の写しの送付を受けた件 三八六
○一般競争入札を行う件 三八九
○福島県人事委員会 三九一
○職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則 三九一

告示

福島県告示第五百九十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条第二項の規定により、福島市土地改良区から令和八年八月二十七日付けで申請のあった定款の変更について、同年九月九日認可した。

令和八年九月十八日

福島県知事 内堀雅雄

（農村計画課）

福島県告示第五百九十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十七条第一項の規定により、ただ

みな南地区に係る県営中山間地域農業農村総合整備事業を行うため土地改良事業計画を定めた。この関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和八年九月十八日

福島県知事 内堀雅雄

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧の期間

令和八年九月二十四日から
同 年十月十三日まで （二十日間）

三 縦覧の場所

只見町役場

四 その他

この土地改良事業計画について不服があるときは、縦覧の期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に福島県知事に審査請求をすることができる。

また、この土地改良事業計画については、この審査請求のほか、この土地改良事業計画が定められたことを知った日の翌日から起算して六箇月以内に、福島県を被告として、当該土地改良事業計画の取消しの訴えを提起することができる。

（農村計画課）

福島県告示第六百号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十八条第一項の規定により、沢井地区に係る県営農業競争力強化農地整備事業（農地整備事業）を行うため土地改良事業計画を変更した。この関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和八年九月十八日

福島県知事 内堀雅雄

一 縦覧に供する書類

土地改良事業変更計画書の写し

二 縦覧の期間

令和八年九月二十四日から
同 年十月十三日まで （二十日間）

三 縦覧の場所

石川町役場

四 その他

この土地改良事業計画について不服があるときは、縦覧の期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に福島県知事に審査請求をすることができる。

また、この土地改良事業計画については、この審査請求のほか、この土地改良事業計画が定められたことを知った日の翌日から起算して六箇月以内に、福島県を被告として、当該土地改良事業計画の取消しの訴えを提起することができる。

（農村計画課）

福島県告示第六百一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知があった。
令和八年九月十八日

福島県知事 内堀雅雄

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
石川郡玉川村大字南須釜字早蔵一四七の二、一四七の三
保安林として指定された目的
土砂の崩壊の防備
- 2 変更後の指定施業要件
（一）立木の伐採の方法
（1）主伐は、択伐による。
（2）主伐として伐採をすることができない立木は、玉川村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
（3）間伐に係る森林は、次のとおりとする。
（二）立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- 3 変更後の指定施業要件
（一）立木の伐採の方法
（1）主伐は、択伐による。
（2）主伐として伐採をすることができない立木は、玉川村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
（3）間伐に係る森林は、次のとおりとする。
（二）立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び玉川村役場に備え置いて縦覧に供する。）

福島県告示第六百二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県県北建

（森林保全課）

設事務所で令和八年九月十八日から二週間一般の縦覧に供する。
令和八年九月十八日

福島県知事 内堀雅雄

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日
県道霊山松川線	伊達市霊山町上小国字柏平一六番 一地先から 伊達郡川俣町大字秋山字板橋二番 五地先まで	令和八年九月一八日

（道路計画課）

公 告

公告第七十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十八項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が就任した旨届出があった。
令和八年九月十八日

福島県知事 内堀雅雄

土地改良区の名称
磐梯西部土地改良区
就任した役員
役別 氏名 住所
監事 田中 守隆 耶麻郡磐梯町大字赤枝字外輪堂四六三番地二

（農村計画課）

公告第七十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十条第一項の規定により、浪江町から浪江都市計画一団地の復興再生拠点市街地形成施設の決定に係る関係図書の写しの送付を受けたので、次のとおり縦覧に供する。
令和八年九月十八日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 縦覧に供する図書
総括図、計画図及び計画書の写し
- 二 縦覧場所
福島県土木部都市総室都市計画課及び福島県相双建設事務所企画管理部企画調査課（都市計画課）

公告第百八十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項で準用する同法第二十条第一項の規定により、浪江町から浪江都市計画一団地の復興再生拠点市街地形成施設の変更に係る関係図書の写しの送付を受けたので、次のとおり縦覧に供する。

令和 8 年 9 月 18 日

福島県知事 内 堀 雅 雄

一 縦覧に供する図書**二 縦覧場所**

福島県土木部都市総室都市計画課及び福島県相双建設事務所企画管理部企画調査課（都市計画課）

公告第百八十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項で準用する同法第二十条第一項の規定により、浪江町から浪江都市計画道路の変更に係る関係図書の写しの送付を受けたので、次のとおり縦覧に供する。

令和 8 年 9 月 18 日

福島県知事 内 堀 雅 雄

一 縦覧に供する図書**二 縦覧場所**

福島県土木部都市総室都市計画課及び福島県相双建設事務所企画管理部企画調査課（都市計画課）

公告第百八十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項で準用する同法第二十条第一項の規定により、浪江町から浪江都市計画用途地域の変更に係る関係図書の写しの送付を受けたので、次のとおり縦覧に供する。

令和 8 年 9 月 18 日

福島県知事 内 堀 雅 雄

一 縦覧に供する図書**二 縦覧場所**

福島県土木部都市総室都市計画課及び福島県相双建設事務所企画管理部企画調査課（都市計画課）

公告第 1 8 3 号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号）第 6 条及び福島県財務規則（昭和 39 年福島県規則第 17 号。以下「財務規則」という。）第 274 条の 3 第 1 項の規定により公告する。

令和 8 年 9 月 18 日

福島県知事 内 堀 雅 雄

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品等の名称及び数量 水槽付消防ポンプ自動車（Ⅱ型） 1 台
- (2) 調達をする物品等の仕様等 仕様書による。
- (3) 納入期限 令和 10 年 3 月 31 日（金）
- (4) 納入場所 福島県消防学校

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件を全て満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項各号のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 福島県の物品購入（修繕）競争入札参加有資格者名簿に登載されている者又は開札時まで福島県の物品購入（修繕）競争入札参加資格を取得している者であること。
- (3) 物品購入（修繕）一般競争入札参加資格確認申請書の提出期限の日から入札の日までの間に福島県から物品の買入れ又は修繕に係る参加資格制限を受けていないこと。
- (4) この公告に示した仕様に合致した物品又はこれと同等の物品について納入実績があり、かつ、確実に納入できること。
- (5) 当該物品に係る迅速な保守及び修理の体制が整備されていること。

3 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の物品購入（修繕）一般競争入札参加資格確認申

請書に、2の(4)に掲げる事項について証明できる書類を添付して、令和8年10月14日（水）午後5時までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。なお、郵送により提出する場合は、同日午後5時まで必着とする。

郵便番号960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号

福島県出納局入札用度課

電話024-521-7413

4 契約条項を示す場所及び期間

3に掲げる場所において令和8年9月18日（金）から同年10月14日（水）まで（土曜日及び日曜日並びに同年9月21日、22日、23日及び同年10月12日を除く。）の午前8時30分から午後5時まで

5 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、入札説明書の配布場所及び問合せ先 3に掲げる場所に同じ。
なお、郵送による入札説明書の配布を希望する場合は、日本産業規格A列4番の大きさの用紙20枚が入る程度の大きさで、所定の料金分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上、3に掲げる場所まで令和8年10月2日（金）午後5時までに必着で請求すること。

(2) 入札説明会の日時及び場所 令和8年10月2日（金）午後3時 福島県出納局入札用度課

(3) 入札及び開札の日時及び場所 令和8年10月29日（木）午後2時 福島県出納局入札用度課（郵便により入札をする場合は、書留郵便により行うものとし、同月28日（水）午後5時までに必着のこと。）

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 この入札に参加を希望する者は、入札金額（消費税及び地方消費税を含む。）の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合には、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

(2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合には、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

7 入札に参加を希望する者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に關し、福島県知事から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

8 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

9 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(2) 入札方法 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(4) 契約書作成の要否 要

(5) 福島県政府調達苦情検討委員会からの要請等 福島県知事は、福島県政府調達苦情検討委員会（福島県政府調達苦情検討委員会設置要綱（平成8年福島県告示第320号）第1条に規定する委員会をいう。）から契約停止の要請を受けた場合は契約の執行を停止し、契約を破棄する提案が出された場合は契約を破棄することができる。

(6) その他 詳細は、入札説明書による。

10 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased: Pumper with 2,000L water tank (JFD Type II) 1 unit

(2) Time-limit of tender (by hand): 2:00 p.m., 29 October 2026

(3) Time-limit of tender (by mail): 5:00 p.m., 28 October 2026

(4) Contact point for the notice: Bid Administration Division, Treasury Bureau, Fukushima Prefectural Government, 2-16 Sugitsuma-cho, Fukushima City, Fukushima

960-8670 Japan TEL 024-521-7413

(入札用度課)

福島県人事委員会

職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年9月18日

福島県人事委員会

委員長 大峰

仁

福島県人事委員会規則第十七号

職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則

職員の退職管理に関する規則(平成二十八年福島県人事委員会規則第十五号)の一部を次のように改める。

第二十三条第三号を次のように改める。

三 営利企業(法第三十八条第一項に規定する営利企業をいう。)以外の法人その他の団体の地位に就いた場合であつて、当該地位に就いた日から起算して一年間につき、百六十万円以下の報酬を得る場合

附則

この規則は、令和八年十月一日から施行する。

(総務審査課)